

1 協働事業提案制度について（平成20年度提案に対する審査結果報告）

（説明者：市民活力推進部長）

（1）主な意見等

- 審査会の審査で継続がふさわしいとされた事業も中間ヒアリングの対象とするのか。
→ 継続がふさわしいとされた事業は3年継続だが、予算的には単年度であることも踏まえ、中間ヒアリングはすべて行う。
- 個々の事業に予算的な上限は設定しているのか。
- 行政としての負担割合は決められているのか。
- 今回の提案事業について、予算的に市としての担保されているのか。
→ 制度的には、上限は設定をしていない。しかし、ハード的な整備は除いていることや、事業担当課と提案団体との協議結果に基づき、プレゼンテーション、審査会での審査等を踏まえて提案されているため、個々の事業費は精査されており、市の多大な出費はないものと考えている。
来年度事業の予算は、市民局で担保しているが、実際の予算化は事業担当課で行う。
- 従来の補助金の仕組みでは、事業報告書の提出があったが、本制度では負担金なのでそれが無いが、用途を説明できる仕組みが必要ではないか。
- 事業費について、提案時の金額が修正されていたり、市の負担割合も統一されていないが、基準を問われるのではないか。
→ 審査会での審査までのプロセスを経て決定した事業であり、来年度には公開で中間ヒアリングも行う。そうした中で、理解を得られると考えている。
また、そうした中での検証を行い、よりよい制度としたい。

（2）結 果

- 原案のとおり承認

2 パートナーシップの基本を定める条例について

（説明者：市民活力推進部長）

（1）主な意見等

- この条例の考え方は、自治基本条例とどう違うものなのか。
- 今までの議論では、この条例が本市の自治基本条例に置き換わるものと考えているのではないか。
- 本市としての自治基本条例というものの考え方を整理していかななくてはならない。

→ この条例は、パートナーシップを推進するにあたり、市民と行政の協働の推進、という視点に特化して、その考え方等を整理するものと考えている。

自治基本条例の理念から考えると、この条例はその理念を上位とした個別条例と捉えている。

本市では既に情報公開条例などの個別条例があるが、こうした個別条例を整える中で、本市としての自治基本条例の考え方を今後、議論・整理していく必要があると考える。

○ そうした考え方を共通認識として持っていないといけないだろう。

○ 庁内の推進組織とこの条例を検討する外部組織との役割分担は。

→ 庁内の推進会議でこの条例の骨子案はある程度作成し、外部の検討委員会に諮っていく形となる。

(2) 結 果

○ 原案のとおり承認